

目議第466号
令和4年6月7日

様

目黒区議会議長
宮澤宏行

質問通告について

令和4年6月17日開会の第2回目黒区議会定例会における質問通告が下記のとおりありましたので通知します。

記

一般質問

質問者氏名 佐藤 昇
目安時間 50分

1 介護分野における負担軽減に向けた新たな取組について

(1) ICT技術の活用と職員配置基準の緩和について

少子高齢化による稼働年齢層の減少や介護分野での慢性的な人手不足等の中でも、質の高い介護サービスが求められている。令和4年5月27日の政府の規制改革推進会議は、ビッグデータ解析やセンサー、ICT技術、介護補助職員の活用等により、現行の人員配置より少ない人員配置であっても、介護の質が確保され、かつ、介護職員の負担が軽減されるかに関する検証を行うとしている。これら一連の動きに関する区としての所見を伺う。

(2) 書式の統一化とデジタル化の推進について

現在、介護保険事業者が作成する書類については、書式が全国的に

統一されていないものがある。介護保険分野における慢性的な職員不足の状況の中、書式統一化による事務負担軽減を進めることにより、介護の質を担保することができると考えられる。また、デジタル化の推進により、時間や労働の省力化にも資すると思うが、区としての所見を伺う。

2 区の保育施策の現状と今後の対応について

区は、令和2年4月に念願の待機児童ゼロを達成したところであるが、一方で、昨今では、都内の保育施設において定員に満たない園が増加傾向であるとの報道がある。子育て世帯の仕事と子育ての両立を支援していくために、今後も、保育需要に見合った保育施設をしっかりと維持していくことが求められると考えるが、区の保育施策の現状と今後の対応について、区の見解を伺う。

3 教員の欠員の現状と対応について

令和4年4月、新年度を迎えた東京都の公立小学校約50校で教員の配置が定数に満たず、欠員が生じていた。年度初めに欠員が出るのは異例の事態である。教員のなり手不足は全国的な課題で、競争率の低下が教員の質の低下につながることも懸念される。当初欠員のほか、年度途中にも育児休業や病気休職などにより教員の欠員が一定数発生することを踏まえると、今後欠員数は増加し、より深刻な状況になっていくことが予想できる。東京都の公立学校の採用は、東京都教育委員会が担っていることは理解するも、教員の欠員によって生じる児童・生徒の学習環境への影響を最小限に留めるよう手立てを講じる必要があると考えるが、区の現状と今後の対応について伺う。

4 教員の出退勤記録について

令和4年5月15日の新聞の記事では、「小中学校の教員の6人に1人が実際の勤務時間よりも少なく記録を書き換えるよう求められていたことが名古屋大学の調査でわかった。」とある。公立学校の教員等に関する特別措置法が規定されているが、教員の勤務時間についても、平成29年1月に厚生労働省が定めた「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づき、客観的な方法により正確に勤務時間を把握する必要があると考えるが、区の現状と課題点について伺う。

5 部活動への取組について

令和4年4月、スポーツ庁は休日の公立の運動部活動を2025年度末までに地域の外部団体の運営とする提言の素案をまとめた。また、吹奏楽や合唱などの文化部の活動については文化庁が対策を検討している。部活動は、学校の教育活動の一つとして位置づけられており、教育的意義が高いものであることから、学校や地域の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、学校の部活動の実情にあった一過性でない取組が必要であると考え、区の所見を伺う。

6 デジタル教科書について

令和3年1月中央教育審議会答申を受けて設置された「教科書・教材・ソフトウェアの在り方ワーキンググループ」では、本年4月に「分析的に読む必要がある場合は、紙の方がパフォーマンスが高い」との指摘があった。また、5月26日には、デジタル教科書自体はシンプルで軽いものとしつつ、デジタルの強みを活かして他の様々な教材やソフトウェアと効果的に組み合わせ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るという考え方が示されている。学習者用デジタル教科書について、国は令和6年度からの本格導入に向け、デジタル教科書の効果や影響等の検証を行う実証研究事業を令和3年度から実施しており、現在、本区においても「紙とデジタルの組み合わせ」で授業が進められていると思うが、区の今後の展望について伺う。

質問者氏名 いいじま 和代

目安時間 40分

「支え合う温かな目黒」をめざして、大きく4点6項目の質問をさせていただきます。

1 「ヤングケアラー」について

(1) ヤングケアラー対策について、まずは、関係者に周知し、認知度を上げるとの事でしたが、目黒区のヤングケアラー対策の進捗状況を伺います。

(2) 「ヤングケアラー」対策をもう一步進めるために、ヤングケアラーコーディネーターや訪問事業が必要であると考えますが、所見を伺います。

2 「食品ロス削減」と「フードドライブ」について

(1) 子どもたちへ「食品ロス削減」の意識啓発のために、現在行われている環境学習に「食品ロス」の学習を入れるべきと考えますが、所見を伺います。

(2) コロナ禍において、生活の困窮や孤立化が急増する中、フードドライブを身近な地域で行い、「もったいないをありがとう」の精神を、広く目黒区中に行き渡らせる行動が必要と考えますが、所見を伺います。

3 「リトルベビーハンドブック」について

動画投稿サイト「ユーチューブ」の公明党公式チャンネルで、先ごろ公開された新作動画「小さなからだ、大きないのち。リトルベビーハンドブック」が話題になり、私は衝撃を受けました。誰ひとり取り残さない目黒区にするためにも、「リトルベビーハンドブック」を作らないといけな

いとありますが、所見を伺います。

4 障がいを知り、共に生きる「あいサポート運動」について

鳥取県では、障がいの有無にかかわらず、互いに支え合い、尊敬し合いながら、共に生きる共生社会の仲間の輪を全国に広げるために、「あいサポート運動」を行っています。これは「障がい理解デジタル絵本」のリンクや、「あいサポートバッジ」の使用、「あいサポーター研修」等を連携して行う「あいサポート運動の連携推進に関する協定」の締結を行います。

互いに支え合い、共に生きる目黒区にするため、鳥取県と協定を結び「あいサポート運動」の導入をすべきと考えますが、所見を伺います。

質問者氏名 齊 藤 優 子

目安時間 35分

2021年10月に行われた国連気候変動枠組条約第26回締約国会議・COP26では、気候変動による生態系および生計に与える影響を回避するために、「産業革命後の気温上昇を1.5℃に食い止めよう」と目標が明記された。

地球温暖化による気温上昇を1.5℃に抑えるには、途上国も含め、地球全体の二酸化炭素排出量を調整していく必要があるが、世界の二酸化炭素排出量が今のペースで続いた場合、温室効果ガスの累積排出許容量まで約8年と緊迫している状況にある。

C O P 2 6 で示された 2 0 3 0 年までの取組が重要で、目標達成のためにどれだけ加速できるかということも焦点になった。

目黒区では 1 0 月に環境基本計画・地球温暖化対策地域推進計画の改定が行われる予定となっていて、実践的で、即効性がある計画が求められる。

目標達成のため、省エネ、再エネ電力の切り替え、エネルギー自給率を上げるための再エネ発電など、加速度的にすすめるためには国や東京都の予算を最大限、活用した計画が求められる。

以上を踏まえて以下大きく 3 点、質問する。

1 再エネを自給し、自立分散型エネルギーでカーボンニュートラル実現に向けたビジョンを策定せよ

(1) 冷暖房設備を集中型から省エネに適した小口、分散型へ

国立研究開発法人 産業技術総合研究所の主任研究員が 2 0 2 1 年 2 月に発表した「自治体のゼロエミッションの実現」という資料がある。その中に冷暖房設備について集中型かつ旧型から小口・省エネ型にすることでエネルギー消費が 7 0 % 削減されるというデータがある。

京都にある 2 つの大学で建て替えの際に人の出入りが多い 1 階のフロアと、出入りの少ない 2 階以上のフロアや、あまり使われない教室の電源を分散したことでエネルギーロスが少なくなり、更に省エネによって大幅にエネルギー消費を 7 0 % 抑えられたということだった。

学校施設更新計画、区民センターの建て替えなど、区有施設の新規計画において、エネルギーロスを減らしていくためには、冷暖房設備の設計を小口、分散型にしていくべきだと考えるがいかがか。

(2) 既存の区有施設にも再エネ電力を導入せよ

日本ではエネルギー消費量に対し、エネルギー自給率は 1 0 % しかない。需給関係を安定させるために、即効性があるのは需要を抑える省エネ対策である。

目黒区でも既存の住区センター、区立保育園、老人いこいの家、障がい者福祉施設、図書館などに再エネ発電を取り入れることで災害時にも電力を確保でき、避難してきた区民に対しても安心の場が提供できる。

新しい区有施設には Z E B 化をすすめると答弁があったが、既存の区有施設においても、できるかぎり国や東京都の予算を活用し、太陽

光等の発電設備を導入すべきだと考えるがいかがか。

2 省エネ学習や啓発を強めよ

(1) 省エネはすぐに実行でき、エネルギー消費も支出も減らすことができるため、区民及び区内事業者のニーズは高まっている。一定の区民や団体には学習会や啓発を行ってきたが、一般の区民に対して、幅広く省エネ学習や啓発を強めるべきだと思うがいかがか。

(2) 区独自で一目見て、省エネ、再エネ、ZEB化がわかるようにWEB上での周知を

2050年カーボンニュートラルに向けて補助金が充実してきているなか環境省、経産省、東京都などは、施策、申請方法、動画など膨大なページが立ち上がっている。区民が取り組みやすいようにするためには区のホームページ内に一目見て、省エネ、再エネ、ZEB化、補助金、申請などについてわかりやすいページを区独自でつくるべきだと思うがいかがか。

(3) 民間団体と協力し、相談窓口を設置せよ

脱炭素社会に向けて区民の協力は不可欠だ。区民が省エネ設備を取り入れようとした場合、太陽光パネルの設置、断熱用に二重サッシ、外壁工事など、やってみたいけれど、どこへ連絡すればいいかわからないほど、ネット上には広告や業者のホームページが乱立している。対面で直接聞ける窓口を民間団体と協力し、くらしの相談の中に新設するべきだと思うがいかがか。

3 みどりの保全について

みどりを保全し増やすことは温室効果ガス削減にもつながり、重要になってくる。

目黒区では区内に残された貴重なみどりを、区民共有の財産として保全するため、樹木などの所有者の協力を得て「保護樹木等指定制度」を実施している。

新築住宅や増築のために樹木が失われてしまわないように行政として働きかけ、保存されるよう、一定の努力が行われているが、保存樹木に指定された木を切らないでほしいという陳情が出ても、強制力がないため、みどりが後退しているのが実態だ。目標の緑被率が未達成の原因は農地においても継ぐ人がいないため、生産緑地が失われていること、公園面積がひ

ろがないこと、民有地のみどりが様々の事情で失われていることなどがあげられると考える。

温室効果ガスを抑える取組としてもみどりを増やすことは急務である。

以下、2点質問する。

(1) 区民センター公園のみどりの保全について

今ある区民センターの貴重でかけがえのない樹木を出来るだけ保存し、更に増やす計画にするべきだと思いがいかがか。

(2) 保存生垣の助成要件を緩和せよ

保存生垣は昭和51年に定められた東京都の保存生垣の条件を、そのままみどりの保全条例に引継ぎ、20m以上としている。保存生垣に指定されると維持管理費用の一部となるよう、1m750円から500円の助成金が出る。区内の住宅は当時に比べ、大きな家があった敷地に、小さな家が建ち並ぶところも増え、生垣が20m以上というのは実情に合わなくなっている。

杉並区の保存生垣の助成条件は10m以上、助成金は1m800円となっていて、平成29年度の23区の保存生垣件数は目黒区では65件、約2,568mであるのに比べ、杉並区はダントツトップの154件6,218mとなっている。目黒区でも緑被率を高めるために、保存生垣の条件を20m以上から、10m以上に緩和するべきだと思いがいかがか。

質問者氏名 鴨志田 リ エ

目安時間 45分

1 目黒区全域を芸術文化の香りあふれる街に

(1) 新たな区民センターについて

新たな目黒区民センターの施設整備の方向性で、美術館が発信してきた芸術文化の香りを敷地全体に広げていきますとある。どのように具現化するか問う。

(2) 目黒区美術館の建替えとその後の運営について

六本木の森美術館、国立新美術館はコレクションを持たない代わりに、人々が様々な芸術表現を体験し、学び、多様な価値観を認め合う

アートセンターとして発信している。目黒区美術館の建替え後は、これまでの独自企画（めぐろの子どもたち展・目黒の作家展など）を一部残し、貸館をメインに運営してはいかがか。

(3) 目黒区美術館所蔵の作品を区有施設に展示せよ

目黒区美術館所蔵の作品を総合庁舎や社会教育館、学校など区有施設に展示し、区民がアートを身近に楽しめる空間を創出せよ。例えば、藤田嗣治のコレクション、イームズの家具コレクションが数年に一度しか展示されないのは、区民がアートに接する機会を損ねているとも言える。アートの敷居を下げイームズの家具に区民が触れ座り楽しむ空間を創出するなど美術館所蔵の作品を活用してはいかがか。

(4) 仮囲いアートで、まちの新しい価値を創出せよ

新しい建物が着工すると長期間真っ白い壁の仮囲いが設置されるが、近年、アートの力で街の風景を変えようと仮囲いを利活用する仮囲いアートが注目だ。区民センター、駒場国家公務員宿舎跡地、学校の更新と続々と建設される建物の仮囲いに地域性を反映するなど、まちの新しい価値を創出する仮囲いアートを設置してはいかがか。

(5) 学校施設更新時に芸術文化のエッセンスを取り入れよ

板橋区は世界最大の児童書見本市が開かれるイタリアのボローニャ市と友好交流都市協定を結び「絵本のまち板橋」を掲げまちづくりに取り組み、「絵本がつなぐ『ものづくり』と『文化』のまちの実現～子育てのしやすさが定住を生む教育環境都市～」の提案が評価され、本年「SDGs 未来都市」に選ばれた。板橋区長は「絵本を軸に、若い世代の定住化や健康寿命のまちづくりを推進したい」と方針を示した。特色ある学校づくりを目指す本区として、学校施設更新時に芸術文化のエッセンスを取り入れ児童・生徒が芸術文化を楽しみ創造力を育む学校を目指してはいかがか。例えば、学校ごとに「源氏物語」「百人一首」「俳句」「国際交流」といったテーマを決め、仮囲いアートからテーマに沿って学校建設を進めてはいかがか。

質問者氏名 かいでん 和弘

目安時間 45分

1 目黒区奨学金制度の改善について

近年、目黒区奨学金制度の利用者低迷が続いている。この主因は、本制度の私立高等学校等に入学する際の資金貸付（所得制限有・30万円）という内容が、各高校で行っている入学支度金（所得制限無・25万円）や社会福祉協議会が行っている教育支援資金（所得制限有・50万円）と重複しており、他制度で代用可能な点にあるのではないか。

一方、国及び都の授業料実質無償化の対象外となっている所得制限以上の家庭への支援はほぼ無い他、授業料以外の施設整備費や教科書代等の費用に対する公的支援は、生活保護受給世帯・住民税所得割非課税世帯への私立高等学校等奨学給付金か、第二連帯保証人が必要で条件が厳しい都の育英資金貸付制度のみであり、私立高等学校へ進学するには依然として多額の出費を必要とする状況である。このように、近年の区奨学金制度の利用者減少は、決して学費で悩む家庭が減っているからではないと考えるべきで、公助のニーズは依然高いといえよう。

【書画カメラ使用】

- (1) 昨年度の区奨学金への応募数、採用数、辞退者数はそれぞれ何人であったか。
- (2) 所得制限の撤廃や給付型奨学金の創設を含め、年収の如何を問わず苦しい状況にある家庭に寄り添った事業となるよう、充実させるべきと考えるが、区の所見を伺う。

2 待機児童解消後の保育サービス利用条件について

本区では、令和2年度に待機児童ゼロを達成して以来、区立・私立ともに保育施設に空きがある状況が続いている。このような状況を踏まえ、子育て世帯のより多様なニーズにこたえられるよう、保育施設利用基準の見直しを順次進めて頂きたい。

- (1) 下の子の育休中の、上の子の在園可能期間について

現在、区では、きょうだいの上の子が保育施設に通っている間に親が下の子の育児休業を取得した場合、下の子が満1歳を迎えた翌4月末まで、上の子を継続して保育施設に預け続けられることになっている。

しかしこのルールは区によって異なり、墨田区と江戸川区の2区では下の子の育休中であれば何年でも在園可、大田区では下の子が3歳に達した年度末まで在園可、渋谷区等9区では下の子が1歳6か月～2歳に達した年度末まで在園可としている等期間が長く設定されている。また、世田谷区では上の子が3歳児クラス以上の場合は下の子の育休を延長しても継続して在園可としており、品川区、板橋区でも同様に、園に慣れた生活を変えて家庭保育になり環境が大きく変わることは、在園児にとって心身の発達上好ましくない等との判断から特例を設けている。

本区の保育所定員では特に3歳児以降の上の年代に多くの空きが見られることも踏まえ、在園可能期間を緩和できないか、所見を伺う。

(2) 育休の延長を希望する場合の指数調整について

育児休業給付金は子が1歳に達するまでの間の給付が原則だが、保育施設の不承諾通知を受けた場合、最長2年間まで延長される。この不承諾通知を受けたいがために、保護者があえて倍率の高い施設を希望する例があり、地域の保育需要の把握が困難となるほか、内定施設への受け入れ準備等にも混乱が生じる恐れがある。この対策として、都内15区（令和3年4月時点で待機児童がいない9区を含む）で、保護者が育休の延長を許容できる場合に点数を減らす調整を行う制度を導入している。

この指数調整の制度については令和元年度の文教・子ども委員会で、「誤ってチェックをしてしまった方へのリカバリーがきかないため、今のところ変更する予定はない」趣旨の答弁もあったが、江東区ではチェック方式ではなく、届け出書類を別途提出するという方式を取ることによってトラブルを予防している等、対策は取れる。

育休を長くとることが勤め先や本人にとって良いことかどうかは議論の余地があるが、長期の育休が会社の制度として認められており本人も希望しているケースもある。区や保育施設の混乱を防ぐためにも、指数調整制度の導入にメリットがあると考えるが、所見を伺う。

(3) 育休明けの復職日について

現在本区では、子が保育施設に入所した同月末までに保護者が復職することが、内定・在園の条件とされている。

しかし仮に子が4月から入所し、保護者が4月30日に復職した場合、会社からの4月分の給料は1日分のみの支給であるのに対し、社会保険料（育休中は免除）は月単位で算定される（日割り計算ができない）ために4月分の満額を負担する必要がある、保護者は不合理な負担を強いられることになる。

そうしたことから、中野区等8区で復職の期限を「入園の翌月1日まで」としており、また新宿区では原則同月末までとしつつも、やむを得ない場合は入園月の翌月初日までとしている。

復職時期を1日後ろにずらしたとしても、子どもや保育所、区、保護者の勤め先に大きなデメリットはなく、ただ保護者の負担が（より実態に即した保険料徴収になるために）減るというメリットしか存在しない。「入園の翌月1日まで」とすべきではないか、所見を伺う。

3 ランランひろばの実施日拡充について

本区の令和4年度の学童保育クラブの待機児童127人を数え、児童の放課後の居場所確保が課題となっている。その対策の一つとして区では、ランランひろばを現在の13か所から順次拡大しているところである。

しかし現在のランランひろばでは、実施日が月曜日から金曜日の学校開校日及び夏季学校休業期間中に限られており、夏休み以外の長期休暇期間（冬休み・春休み）や学校行事等の代休日等は利用できない。

当然ながら、こうしたカレンダー上の平日は多くの家庭が仕事を休めないため、本来は他の平日と同様に子どもの安全・安心な遊び場を必要とするはずである。この点に関して、区民の方からも「ランランひろばでは放課後の安定した受け皿とはなり得ず、結局、学童に入れる以外の選択肢がない。」との意見を受けている。

特別区での同様の取り組みを調べると、13区で三季休業日全ての期間において実施、12区で学校の代休日においても活動を実施している等、半数以上の区はすでに年間を通じて安定した受け皿を確保できている。ランランひろばの実施日拡充を、未実施校での新規開設と同じ優先度で進めて頂きたいが、区の所見を伺う。

質問者氏名 岸 大 介
目 安 時 間 3 0 分

1 戦後の本区の取り組みについて

大東亜戦争終戦から75周年という節目でもあり、沖縄の本土復帰50周年である本年であるが、本区として戦後の総括はどのようなものだったのか伺う。

- (1) これまで目黒で行われてきた戦後教育がどのようなものであったか、並びに社会意識の啓発・醸成という事ではどのような取り組みが行われてきたのか、またこの先のあり様についてはどのようにお考えであるか伺う。
- (2) 出征先で戦死された方々、関連死された方々への慰霊、並びに戦災と区民という意味で犠牲になった方々に対してはどのように弔意を示し、また名誉を守る為の取り組みをなされてきたのか伺う。
- (3) 本区庁舎にて半旗・弔旗掲揚するのは年間で何日あるのか、及び何の日に掲揚されているのか伺う。

質問者氏名 西 村 ち ほ
目 安 時 間 3 5 分

1 病後児保育について

(1) 予約システムの導入について

区の病後児保育施設を利用する時は実施施設に直接電話をかけて予約する必要があり、一時保育を利用する時も同様である。保育所等におけるICT化推進等事業として、予約・キャンセル等のICT化を行うためのシステム導入には国の補助金を活用することができる。予約及びキャンセル等を一元化してインターネットで行えるようなシステム導入を求めるがいかがか。

(2) 利用料減免について

目黒区の病後児保育の利用者負担は2,100円で、一律料金となっている。低所得世帯への減免措置等、状況に応じた負担軽減を検討すべきと考えるがいかがか。

2 子どもの性被害防止について

(1) 予防教育と啓発について

子どもへの性暴力は、子どもがその意味もわからない幼いうちに行われることもあり、性的被害・加害防止のための幼児期からの予防教育が重要である。子ども自身と保護者に対して、区立園・私立園を問わず啓発と教育を進めてほしいが、区の考えと取り組みを伺う。

(2) わいせつ行為防止の取り組みについて

子どもと接する職場は、保育園、幼稚園、小・中学校をはじめ多岐にわたる。現在、これらの教職員等を採用する場合に、過去の賞罰や懲戒処分歴を確認しているのか伺う。また、採用時と採用後において、わいせつ行為を防止するための取り組みを区として行っているのかどうか伺う。

3 区立自転車等駐車場について

在宅勤務で出勤日が減るなどワークスタイルの変化、電動キックボードの駐車取り扱いや大型自転車増加への対応、自転車等シェアサイクルの普及など、駐車場施設を取り巻く環境と需要は社会状況と共に変化していく。区の課題認識を問うとともに、定期利用・1日利用の利用区分や車種別収容スペースの見直しについての考えを伺う。

4 区立図書館について

図書の貸出券の代わりにスマートフォン等を利用して貸出可能となれば、ふと立ち寄っての利用がしやすくなる。図書貸出をカードレス対応可能にすることを提案し、使い勝手と利用者増の取り組みについての考えを伺う。

質問者氏名 関 けんいち

目安時間 35分

1 不登校児童・生徒への対応

平成26年第2回定例会で、不登校児童・生徒及び義務教育機会を逸した生徒への対応を伺った。学級担任、スクールカウンセラー、長期化したらスクールソーシャルワーカーによる登校支援、めぐろエミールへの通級を働きかけ、eラーニング等で登校するようになった生徒もいるとの事。中学卒業後も18歳までは相談を受けるとの事だった。令和3年度「不登校の現状と取組」動画で、今も当時の継投である事を確認し

た。

一方、目黒区立の小・中学校不登校はいずれも増加傾向で、不登校解消割合も小・中ともに年々厳しさが増す。不登校解消のピークは過ぎ、ここ数年で一気に対策の効果が鈍化。不登校は個々に事情があり、個別対応を重視してきたというが、やり方に限界が来ているのではないか。

一般社団法人不登校・引きこもり予防協会、杉浦孝宣代表理事の今年行われた公明党横浜市会での講演で、「学校に戻る・戻らない」という小さなスケールではなく、社会全体の居心地や家族の安全、個人の本当の幸せを考えるきっかけとして、不登校という現象や彼らからのメッセージを受け止めたいと結ばれていた。問題の根源を追求し、そこに焦点を絞り解決につなぐ姿勢に感銘した。

令和元年度文部科学省調査で、全国の小・中不登校児童・生徒のうち90日以上長期欠席は全体の55.6%を占めており、かなり深刻だ。そこで、目黒区の今後の不登校への対応について伺う。

- (1) 目黒区の不登校に対する対応の目指す姿について所見を伺う。
- (2) 不登校中の子と親とのコミュニケーションの状況について伺う。
- (3) 登校できずに中学を卒業した生徒のその後の状況を伺う。

2 「子どもの弱視」早期発見

眼鏡などを使っても十分な視力が得られない弱視の子どもは、国内に50人に1人いるとされており、目の機能が発達する6歳までの早期発見・治療は欠かせない。6歳までに乱視・斜視などが見逃されてしまうと、治療が遅れて十分な視力が得られない恐れがある。弱視の発見には3歳児健診の際、専用機器を用いて屈折異常（ピントのずれ）などを調べる屈折検査が有効と言われている。しかしながら、検査機器は1台当たり120万円程度するといわれており、屈折検査を行う市区町村は全国で約3割に過ぎない。そこで、厚生労働省は今年度予算で母子保健対策強化事業の一つとして、子どもの弱視発見に向けた屈折検査の普及に検査機器の整備メニューを用意した。区市町村が機器を購入する場合、その経費の半分を補助するという。これからの社会は情報技術を駆使した学びや就労が主流になる事が想定され、子どもの目の健康を保つには必要な投資と考える。3歳児健診時での屈折検査並びに検査機器の導入について、所見を伺う。

質問者氏名 岩崎 ふみひろ

目安時間 30分

1 首都直下地震の被害を最小限に抑える対策を

東京都防災会議はこのほど、マグニチュード7級の首都直下地震が起きた場合、都内で最大約6,100人以上の死者、建物被害約19万棟が生じるとの被害想定を公表した。都は「建物の不燃化・耐震化が進んだ」として、前回2012年の想定（死者9,641人、建物被害30万棟）を下方修正したが、依然、建物の被害想定は高水準である。

ここ数年、国内では比較的大きな地震が頻発し、いっどこで大地震が発生するか予断を許さない。数値化できない被害も予想されることから、自己責任偏重の震災対策を見直し、住宅の耐震化や火災防止対策をいっそう進めるため、以下、質問する。

(1) 耐震助成制度のいっそうの拡充を

ア 2000年以前の新耐震木造住宅にも助成を

2000年以前の新耐震基準の建物を対象に行政が助成制度などを設けて耐震化を促進することで、建物の倒壊など想定される被害を8割減らすことができるという試算もある。区として木造住宅の耐震診断、設計、改修にかかる助成について、2000年以前の新耐震基準の建物も対象にすべきだが、いかがか。

イ 木造住宅の耐震診断について全額助成に戻すべき

木造住宅の耐震診断助成については近年、その利用が年間1桁の件数にとどまってきた。2021年度は久々に2桁の件数になったが、まだ、利用が進んでいるとは言えない。現在、区はかかった費用の6割を助成しているが、もともと、制度が始まった時は全額助成であった。区民がいっそう耐震診断しやすくするため、全額助成へと戻すべきだが、いかがか。

(2) 感震ブレーカー設置助成制度について区内全域を対象に

現在、感震ブレーカーの助成対象地域は木造住宅密集地域に限られている。しかし、通電による火災は木密地域だけに起こるのではなく、どの地域でも起こりうる。助成対象地域を区内全域に広げるべきだが、いかがか。

(3) ブロック塀除却後のフェンス等など建て替え工事助成の拡充を

ブロック塀除却後にフェンスなどに建て替える場合には、建築確認申請が必要となる。区は建築確認申請にかかる設計・工事監理を対象とする費用について15万円を助成しているが、実際の費用はもっとかかる。危険なブロック塀を除却し、新たな建て替えを進めるためにも、助成額を引き上げるべきだと考えるが、いかがか。

2 住宅リフォーム工事費助成制度のさらなる拡充を

住宅リフォーム工事費助成制度は、住宅を安全で快適なものにし長く住み続けたいという住民の要望にこたえ、地域中小業者の仕事確保にもつながり、地域経済を活性化させる効果がある。目黒区は他の自治体に先駆けて助成制度をつくり、当初の5%から10%への助成率の引き上げとともに予算も引き上げ、今年度は1,500万円が計上されている。

近年は住宅リフォームの需要の拡大とともに、不必要なリフォーム工事を強要する悪徳リフォーム業者も横行するなかで、地域に密着した区内業者がリフォーム工事などにいっそう関与できる制度にしていくことが必要であると考えます。

そこで、以下、質問する。

(1) 助成制度の対象工事の拡大を

区民からは住宅本体部分に加え、外構部分や門扉、車庫も助成の対象にしてほしいという要望も数多くある。また、コロナ禍や消費税増税、物価高など影響を受けている個人商店や事業者への支援という意味でも、住宅と直結している店舗、事業所も助成対象とすべきだが、いかがか。

(2) 環境に配慮したリフォームには助成率の上乗せを

深刻な「気候危機」のもと、CO₂排出削減のための取り組み強化が求められているなかで、断熱化や環境に配慮した内装材を使用する工事など、環境配慮型の施工を行う場合は、現在の10%の助成率をさらに引き上げるべきだが、いかがか。

質問者氏名 鈴木 まさし

目安時間 30分

1 電力供給ひっ迫への対策について

本年3月21日、経済産業省所管のエネルギー庁は、平成24年に制定後、初めてとなる「電力ひっ迫警報」を発令した。

- (1) 国や東京都は今年の夏の都内電力供給予備率が3.1%の見通しとなっているため、家庭や企業に対し節電、省エネの協力を呼びかけている。目黒区でも、区民に対し節電、万一の計画停電に備えた備蓄等の対策を周知すべきであるが方針を伺う。
- (2) 今年の夏は猛暑と節電が重なるため、熱中症対策が必要である。日常生活でできる熱中症対策「暑熱順化」等の様々な熱中症対策を啓発すべきであるが方針を伺う。

2 区内観光の再生について

世界経済フォーラムが5月24日に発表した「2021年の観光産業競争力ランキング」において、日本は117の国と地域の中で第1位となった。6月10日からは外国人観光客の受け入れも再開され、観光再生が加速する。

- (1) 今後、国や東京都の観光支援事業を活用し、区内回遊の利便性を高め、治安の良さをPRし、区内観光を再生しなければならないが方針を伺う。
- (2) 目黒区観光ビジョンの改定は、新しい日常における観光事業の在り方を見極めて、区内の観光再生が遅れをとらないよう短期間で進めるべきであるが方針を伺う。

以 上